

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和2年5月22日（令和2年（行情）諮問第264号）

答申日：令和3年8月26日（令和3年度（行情）答申第212号）

事件名：特定団体の作成した治療教育機関施設全調査の不開示決定（不存在）
に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定団体の作成した治療教育機関施設全調査（障害児・発達障害者支援室に対する開示請求）」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和元年12月27日付け厚生労働省発障1227第12号により、厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）につき、取消しを求める。

2 審査請求の理由

開示請求に係る行政文書を管理している。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

審査請求人は、令和元年10月30日付け（同月31日受付）で、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、「特定団体の作成した治療教育機関施設全調査（障害児・発達障害者支援室に対する開示請求）」の開示請求を行った。

これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人は、これを不服とし、令和2年2月3日付け（同月4日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、事務処理上作成又は取得した事実はなく、実際に保有していないため、不開示とした原処分は妥当であり、これを維持することが妥当であると考えます。

3 理由

（1）対象行政文書を保有していないことについて

本件審査請求に係る開示請求は、「特定団体の作成した治療教育機関

施設全調査（障害児・発達障害者支援室に対する開示請求）」の開示を
求めるものである。

当室では、特定団体の作成した治療教育機関施設全調査については、
事務処理上作成又は取得したことはなく、対象行政文書についての文書
を保有していないため、不開示とした原処分は妥当であると考ええる。

また、本件審査請求に当たり、他に開示対象文書がないか探索したが、
他に該当するものは確認されなかった。

(2) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書の中で、「開示請求に係る行政文書を管理
している。」として原処分の取消しを求めているが、これに対する諮問
庁の説明は上記(1)のとおりであるため、審査請求人の主張は失当で
ある。

4 結論

以上のとおり、文書不存在を理由として不開示決定を行った原処分を維
持することが妥当であると考ええる。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和2年5月22日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 令和3年7月14日 審議
- ④ 同年8月20日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、
これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、開示請求に係る行政文書を管理していると
して原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、原処分は妥当である
としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書の保有の有無について、諮問庁は上記第3の3(1)の
とおり説明する。

当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、改めて確認させたところ、
諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

ア 開示請求書に記載の団体名についてインターネットにより検索した
ところ、特定法人のホームページにおいて、特定団体の設立経緯に関
する記述が確認されたことから、開示請求書に記載どおりの団体が実
在していたことを把握した。

イ さらに、開示請求書に記載の文書名「治療教育機関施設全調査」を

インターネットにより検索したところ、文部科学省が所管する特定の独立行政法人に、上記の文書名と同一の名称の蔵書があることが判明し、その出版者は上記アにおいて確認された特定団体であり、審査請求人が開示請求書に記載した団体名及び文書名が一致したことから、当該文書が開示対象文書であると特定した。

ウ 上記ア及びイの調査結果により特定された文書について、処分庁において探索することとしたが、障害児・発達障害者支援室においては、本件対象文書について、過去の接受の事実を確認することはできなかった。

エ さらに、執務室内、書庫、地下倉庫及び処分庁のパソコンの共有フォルダ内等についても探索したが、本件対象文書の存在は確認できなかった。

(2) 障害児・発達障害者支援室において本件対象文書を保有していないとする上記(1)の諮問庁の説明について、不自然、不合理な点はなく、これを覆すに足る事情は認められない。

したがって、厚生労働省において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、厚生労働省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 藤谷俊之、委員 泉本小夜子、委員 磯部 哲